

ID: 212

担当部署: 企画総務部 総務課

処分の概要	船難報告書の認証		
法令名 根拠条項	水難救護法 第10条第2項		
法令番号	明治32年法律第95号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第10条第2項の規定による。</p> <p>第10条 船長ハ遭難後遅滞ナク船難報告書ヲ作り市町村長ニ差出スヘシ但シ船舶国籍証書ノ交付ヲ申請スルコトヲ要セサル船舶又ハ湖川港湾ノミヲ限り航行スル船舶ノ遭難ニ付テハ此ノ限ニアラス</p> <p>② 市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査シ相当ト認ムルトキハ船長ノ請求ニ依リ認証ヲ与フヘシ</p> <p>③ 市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査スル為船内書類ノ提出ヲ命シ又ハ船員、旅客其ノ他船中ニ在リタル者ヲ呼出シ訊問ヲ為スコトヲ得</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日